

議案第80号

西脇市障害児学童保育室条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市障害児学童保育室条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月30日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

学校の休業日における早朝時間の保育を設け、保育の拡充を図るため。

# 西脇市障害児学童保育室条例の一部を改正する条例

西脇市障害児学童保育室条例（平成24年西脇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 前号に規定する休業日における早朝時間にあつては、午前7時30分から午前8時15分までとする。

別表第1中

月額 6,000 円	を	月額 6,000円 ただし、第4条第2号に規定する休業日の保育に併せて同条第3号に規定する早朝時間の保育を利用する場合にあつては月額 6,200円	に
月額 11,000 円		月額 11,000 円 ただし、第4条第2号に規定する休業日の保育に併せて同条第3号に規定する早朝時間の保育を利用する場合にあつては月額12,000円	

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。